

地方公共団体がP F I事業を実施する際の
国の補助金等の適用状況について

平成16年6月
内閣府民間資金等活用事業推進室

地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について

標記事項について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議において取りまとめたものである。

1. 調査対象とする補助金制度

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第2条第1項各号に掲げる公共施設等の整備に対する補助制度。

2. 調査項目

施設の所有形態による補助金の取扱いについての現状、補助対象としていない理由、検討に当たっての問題点等について整理。

BTO方式 [Build - Transfer - Operate]

民間事業者が施設等を建設し、施設等完成直後に管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式

BOT方式 [Build - Operate - Transfer]

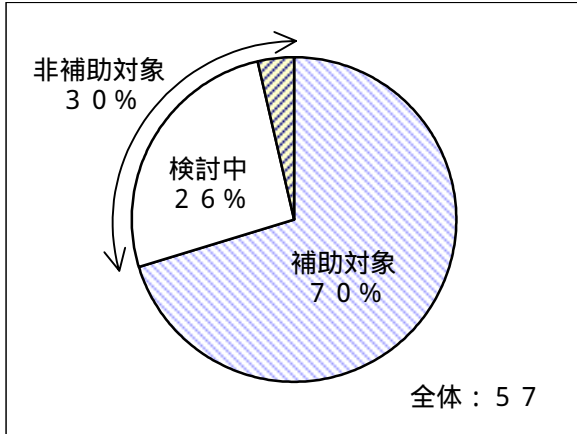
民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に管理者等に施設所有権を移転する事業方式。

BOO方式 [Build - Own - Operate]

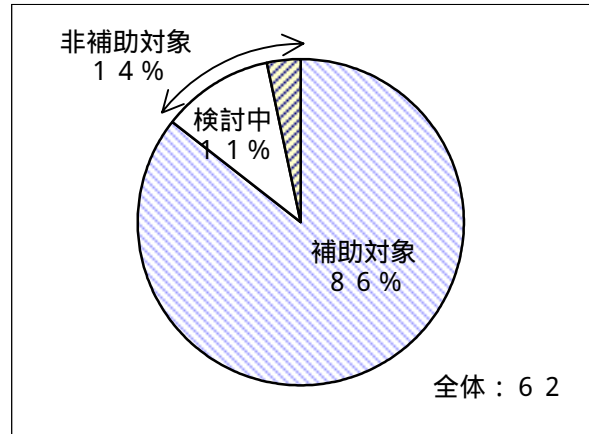
民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の事業方式。

地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について
(前回調査時との比較)

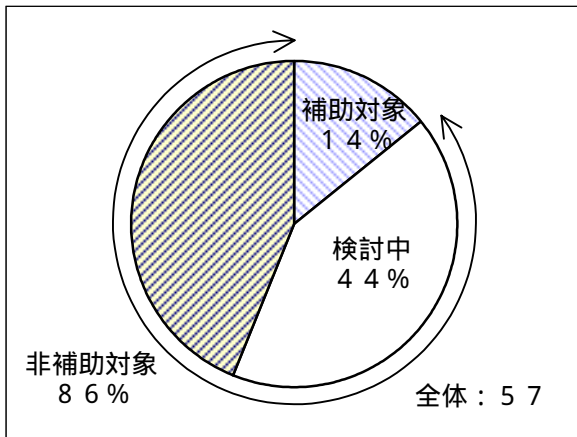
B T O (平成 1 4 年度取りまとめ)



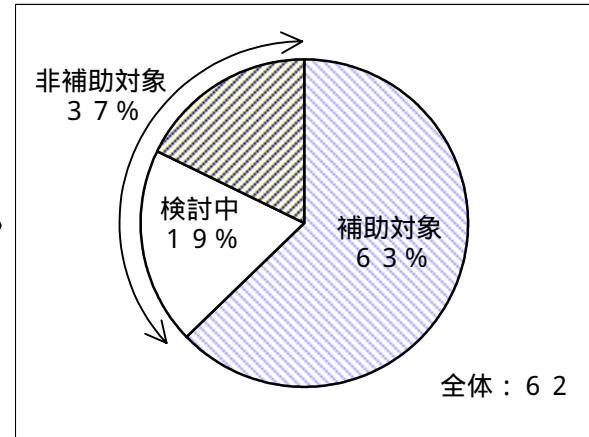
B T O (今回)



B O T (平成 1 4 年度取りまとめ)



B O T (今回)



1 補助制度 1 件として整理している。

「補助対象」としているものには、該当補助制度において、一部の施設を補助対象としているものや条件つきで認めているものも含んでいる。

所管省庁	補助制度名	根拠法令等	補助要綱等名	補助対象施設名	BTO	BOT	B00	頁
内閣府警察庁	都道府県警察施設整備費補助金	警察法		警察本部、警察署（含む留置場）、機動警察隊、交番、駐在所、待機宿舎	× 検討中	×	-	1
総務省消防庁	市町村消防防災施設整備費補助金	予算補助	消防防災施設整備費補助金交付要綱	消防用ヘリコプター附带施設、救助用ヘリコプター離着陸場等	× 検討中	×	-	2
文部科学省	公立学校施設整備費補助金（学校給食施設整備費）	学校給食法、学校給食法施行令	学校給食施設補助要綱	単独校調理場、共同調理場、学校食堂			-	3
文部科学省	公立学校施設整備事業	義務教育諸学校施設費国庫負担法等	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目等	公立学校施設			-	4
文部科学省	産業教育施設整備事業	産業教育振興法等	高等学校産業教育施設整備費国庫補助金交付要綱	高等学校における産業教育のための施設			-	5
文部科学省	公立学校等施設整備費補助金（学校体育施設等整備費） 【16.4～】* *「公立学校施設整備費補助金（学校体育施設整備費）」と「社会体育施設整備補助金」については、平成16年度に統合され、「公立学校等施設整備費補助金（学校体育施設等整備費）」となる予定である。	スポーツ振興法、スポーツ振興法施行令	公立学校等施設整備費補助金（学校体育施設等補助）交付要綱	学校及び一般の利用に供する水泳プール、武道場等			-	6
文部科学省	留学生宿舎建設奨励金（独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金）	独立行政法人日本学生支援機構法	留学生宿舎建設奨励事業実施要項（改正予定） *「留学生宿舎建設奨励事業」については、これまで（財）日本国際教育協会補助事業として実施してきたが、平成16年4月の独立行政法人日本学生支援機構の設立に伴い、機構の運営費交付金対象事業に移行する予定。	留学生宿舎	×		-	7

1. 「B00」「BOT」「BTO」各欄の記載中、「 」 「×」の表記は、現在、補助対象としているかどうかを表示している。なお、「-」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。

2. 「B00」「BOT」「BTO」各欄中 印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体については個別表参照。

所管省庁	補助制度名	根拠法令等	補助要綱等名	補助対象施設名	BTO	BOT	B00	頁		
厚生労働省	水道施設整備費補助	水道法	簡易水道等施設整備費及び水道水源開発等施設整備費国庫補助交付要綱	簡易水道施設等		×	検討中	-	8	
	医療施設等施設整備事業	予算補助、医療法第33条、過疎地域自立促進特別措置法第16条第5項、離島振興法第10条第5項、沖縄振興特別措置法第89条第6項	医療施設等施設整備費補助金交付要綱	医療施設等				-	9	
	保健衛生施設等施設・設備整備費補助	地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	保健所、市町村保健センター、精神障害者社会復帰施設、精神保健福祉センター等	×	検討中	×	検討中	-	10
	社会福祉施設等施設整備費補助金	老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法等	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱	社会福祉施設		×		-	12	
農林水産省	経営構造対策事業	予算補助	農業経営対策事業費補助金等交付要綱	高品質堆肥製造施設、未利用資源活用施設、情報管理通信施設、農業気象高度利用施設、産地形成促進施設、地域食材供給施設、総合交流拠点、農林漁業体験施設等					14	
農林水産省	アグリ・チャレンジャー支援事業	予算補助	地域農業構造対策事業費補助金等交付要綱	高品質堆肥製造施設、未利用資源活用施設、情報管理通信施設、農業気象高度利用施設、産地形成促進施設、地域食材供給施設、総合交流拠点、農林漁業体験施設等					15	

1. 「B00」「BOT」「BTO」各欄の記載中、「 」 「×」の表記は、現在、補助対象としているかどうかを表示している。なお、「-」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。

2. 「B00」「BOT」「BTO」各欄中 印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体については個別表参照。

所管省庁	補助制度名	根拠法令等	補助要綱等名	補助対象施設名	BTO	BOT	B00	頁
農林水産省	農道整備事業費補助	土地改良法（昭和24年法律第195号）	土地改良事業関係補助金交付要綱	農道		× 検討中	-	16
農林水産省	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	土地改良法（昭和24年法律第195号）	土地改良事業関係補助金交付要綱	農道		× 検討中	-	17
農林水産省	農村総合整備事業費補助	土地改良法（昭和24年法律第195号）	農村整備事業補助金交付要綱	農業用排水施設、農道等		× 検討中	-	18
農林水産省	畜産環境総合整備事業費補助	予算補助	畜産環境総合整備事業実施要綱等	家畜排せつ物処理施設等		×	-	19
農林水産省	生産振興総合対策事業費補助金	予算補助	生産振興総合対策事業実施要綱	種子種苗生産関連施設等		×	-	20
農林水産省	森林環境保全整備事業費補助	森林法	林業関係事業補助金等交付要綱 森林環境保全整備事業実施要領	市町村有林	×			21
農林水産省	農業集落排水事業費補助	予算補助	農村整備事業統合補助金交付要綱	農業集落排水施設等		× 検討中	-	22
農林水産省	経営体育成基盤整備事業費補助	土地改良法（昭和24年法律第195号）	土地改良事業関係補助金交付要綱	農業用排水施設、農道等		× 検討中	-	23
農林水産省	卸売市場施設整備事業	中央卸売市場：法律補助（卸売市場法） 地方卸売市場：予算補助	卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱	中央卸売市場、地方卸売市場（公設）				24
農林水産省	バイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）	予算補助	農村振興対策事業費補助金等交付要綱	バイオマス利活用施設				25
農林水産省	かんがい排水事業費補助	土地改良法（昭和24年法律第195号）	土地改良事業関係補助金交付要綱	農業用排水施設		× 検討中	-	26
農林水産省	水産物供給基盤整備事業費	漁港漁場整備法	水産基盤整備事業費補助金交付要綱	外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設等		× 検討中	-	27
農林水産省	新山村振興等農林漁業特別対策事業	予算補助	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領	地域資源循環活用施設、農林水産物直売・食材供給施設、地域資源活用総合交流促進施設、体験農園施設		×	-	28
農林水産省	やすらぎ空間整備事業	予算補助	やすらぎ空間整備事業実施要領	農林業等活性化基盤施設		×	-	29

1. 「B00」「BOT」「BTO」各欄の記載中、「」「×」の表記は、現在、補助対象としているかどうかを表示している。なお、「-」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。

2. 「B00」「BOT」「BTO」各欄中、印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体については個別表参照。

所管省庁	補助制度名	根拠法令等	補助要綱等名	補助対象施設名	BTO	BOT	B00	頁
経済産業省	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱	駐車場や多目的ホール等の商業基盤施設		x	-	30
経済産業省	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱	駐車場等の商業基盤施設、商業インキュベーター施設等の商業施設		x	-	31
経済産業省	原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化促進事業補助金	電源開発促進対策特別会計法、中心市街地活性化法、新事業創出促進法	原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化促進事業補助金交付要綱	産学官連携施設、貸事業場			-	32
経済産業省	電源地域産業集積活性化対策事業補助金	電源開発促進対策特別会計法、地域産業集積活性化法	電源地域産業集積活性化対策事業補助金交付規則	賃工場施設等			-	33
経済産業省	廃棄物発電促進対策費補助金	電源開発促進対策特別会計法	廃棄物発電促進対策費補助金交付要綱	廃棄物処理施設に付設される廃棄物発電設備（過熱器、蒸気タービン、発電機等）				34
経済産業省	工業用水道事業費補助	工業用水道事業法 事業法20条によれば、「国は・・・工業用水道事業者の工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。」とされており、明確な義務をもった法律補助制度ではない。	工業用水道事業費補助金交付規則、交付要領	工業用水道施設	x 検討中	x 検討中	-	35
経済産業省	電源地域産業再配置促進費補助金	工業再配置促進法、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	電源地域産業再配置促進費補助金交付規則	環境保全施設、防災保安施設、試験研究施設等			-	36

1. 「B00」「BOT」「BTO」各欄の記載中、「 」 「x」の表記は、現在、補助対象としているかどうかを表示している。なお、「-」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。

2. 「B00」「BOT」「BTO」各欄中 印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体については個別表参照。

所管省庁	補助制度名	根拠法令等	補助要綱等名	補助対象施設名	BTO	BOT	B00	頁
経済産業省	産業再配置促進環境整備費補助金	工業再配置促進法	産業再配置促進環境整備費補助金交付規則	環境保全施設等			-	37
経済産業省	新事業支援施設整備費補助金	中心市街地活性化法、新事業創出促進法、地域産業集積活性化法	新事業支援施設整備費補助金交付要綱	産学官連携施設、貸事業場			-	38
経済産業省	産業再配置促進施設整備費補助金	工業再配置促進法、地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	産業再配置促進施設整備費補助金交付規則	教育文化施設、スポーツ施設、賃貸工場等			-	39
国土交通省	市街地再開発事業費補助	(予算補助)	市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱 市街地再開発事業等補助要領	施設建築物				40
国土交通省	土地区画整理事業費補助	土地区画整理法(一部予算補助)	公共団体等区画整理補助事業実施要領 組合等区画整理補助事業実施要領 都市再生推進事業制度要綱・都市再生推進事業費補助交付要綱	道路、公園等				41
国土交通省	都市再生推進事業費補助(都市再生総合整備事業)	(予算補助)一部法律補助	都市再生推進事業制度要綱、都市再生推進事業費補助交付要綱	荷物共同集配施設等				42
国土交通省	都市再生推進事業費補助(都市再生交通拠点整備事業)	(予算補助)	都市再生推進事業制度要綱、都市再生推進事業費補助交付要綱	自由通路、バリアフリー施設、自転車駐車場、駐車場等				43
国土交通省	都市公園事業費補助	都市公園法	都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領	都市公園施設の整備及び用地の取得			-	44
国土交通省	街路事業費補助	道路法、道路整備緊急措置法等	都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領	都市計画道路			-	45
国土交通省	下水道事業費補助	下水道法	都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領	下水道施設			-	46

1. 「B00」「BOT」「BTO」各欄の記載中、「」「x」の表記は、現在、補助対象としているかどうかを表示している。なお、「-」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。

2. 「B00」「BOT」「BTO」各欄中、印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体については個別表参照。

所管省庁	補助制度名	根拠法令等	補助要綱等名	補助対象施設名	BTO	BOT	B00	頁
国土交通省	急傾斜地崩壊対策事業費	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について公共事業採択基準並びに補助率及び負担率	急傾斜地崩壊防止施設			-	47
国土交通省	河川事業費（河川改修費補助、都市河川改修費補助）	河川法（一部予算補助）	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請及び実施承認について公共事業採択基準並びに補助率及び負担率	河川管理施設（堤防、護岸等）			-	48
国土交通省	都市水環境整備事業費（河川環境整備事業費補助）	（予算補助）一部公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について公共事業採択基準並びに補助率及び負担率	河川浄化施設、護岸、散策路、係留施設などの河川管理施設			-	49
国土交通省	砂防事業費（地すべり対策事業費補助）	地すべり等防止法	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について公共事業採択基準並びに補助率及び負担率	地すべり防止施設			-	50
国土交通省	砂防事業費（砂防事業費補助）	砂防法	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について公共事業採択基準並びに補助率及び負担率	砂防設備			-	51

1. 「B00」「BOT」「BTO」各欄の記載中、「」「×」の表記は、現在、補助対象としているかどうかを表示している。なお、「-」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。

2. 「B00」「BOT」「BTO」各欄中 印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体については個別表参照。

所管省庁	補助制度名	根拠法令等	補助要綱等名	補助対象施設名	BTO	BOT	B00	頁
国土交通省	海岸保全施設整備事業費補助	海岸法	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請及び実施承認について 公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 港湾関係補助金等交付規則 実施要領	海岸保全施設等			-	52
国土交通省	港湾改修費補助	港湾法	港湾関係補助金等交付規則 実施要領	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等			-	53
国土交通省	交通安全施設等整備事業費補助（駐車場）	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律	民間資金等を活用した特定交通安全施設等整備事業による駐車場整備に係る補助制度要綱（調整中）	道路付属物として整備する駐車場			-	54
国土交通省	一般国道改修費補助	道路法	道路局所管補助金等交付申請の取扱について	道路			-	55
国土交通省	地方道改修費補助	道路法	道路局所管補助金等交付申請の取扱について	道路			-	56
国土交通省	公営住宅整備事業	公営住宅法	公営住宅整備事業等補助要領	公営住宅				57
国土交通省	地下高速鉄道整備事業費補助	（予算補助）	地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱	公共施設（鉄道（軌道を含む））	× 検討中	× 検討中	× 検討中	58
国土交通省	ニュータウン鉄道等整備事業費補助	（予算補助）	ニュータウン鉄道等整備事業費補助交付要綱	公共施設（鉄道（軌道を含む））	× 検討中	× 検討中	× 検討中	59
国土交通省	空港整備事業費補助	空港整備法	空港整備事業費補助金等交付要綱	空港の基本施設（滑走路、エプロン等）及び附帯施設（排水施設等）			-	60
環境省	自然公園等整備費補助	自然公園法	自然公園等整備費国庫補助金交付要綱	歩道、園地、駐車場、休憩所、公衆便所、野営場、博物展示施設等	× 検討中	×	-	61

1. 「B00」「BOT」「BTO」各欄の記載中、「 」「×」の表記は、現在、補助対象としているかどうかを表示している。なお、「-」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。

2. 「B00」「BOT」「BTO」各欄中、印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体については個別表参照。

所管省庁	補助制度名	根拠法令等	補助要綱等名	補助対象施設名	BTO	BOT	B00	頁
環境省	廃棄物処理施設整備モデル的整備補助	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設整備費(産業廃棄物処理施設モデル的整備事業)の国庫補助について	産業廃棄物処理施設				62
環境省	浄化槽整備費補助	浄化槽法	浄化槽市町村整備推進事業費(民間資金活用型社会資本整備事業)国庫補助金交付要綱	浄化槽		×	—	63
環境省	廃棄物処理施設整備費補助	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理施設整備費(民間資金活用型社会資本整備事業)の国庫補助について	一般廃棄物処理施設				64

1. 「B00」「BOT」「BTO」各欄の記載中、「 」 「×」の表記は、現在、補助対象としているかどうかを表示している。なお、「-」は、法律上等から対象としていない場合を表示している。
2. 「B00」「BOT」「BTO」各欄中 印のあるものは、補助金の適用に当たって条件が定められているものであり、具体については個別表参照。

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

内閣府警察庁所管

補助制度名	都道府県警察施設整備費補助金
根拠法令等	警察法
補助要綱等名	
補助対象施設名	警察本部、警察署（含む留置場）、機動警察隊、交番、駐在所、待機宿舎

P F I手法を活用した事業が現時点でないため、補助対象としていないが、P F I手法を活用した事業についての補助金交付要綱の作成に向けて検討中である。

補助対象となる事業類型

B T O × 検討中	<p>【対象としていない理由】 補助金交付要綱の作成に向けて検討中である。</p> <p>【検討に当たっての問題点等】 補助金交付要綱の作成作業中である。</p>
B O T ×	
B O O -	

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

総務省消防庁所管

補助制度名	市町村消防防災施設整備費補助金
根拠法令等	予算補助
補助要綱等名	消防防災施設整備費補助金交付要綱
補助対象施設名	消防用ヘリコプター附帯施設、救助用ヘリコプター離着陸場等

P F I手法を活用した事業について現在は補助対象としていない。
これは、補助対象となる事業規模が小さいため、そもそも当該事業においてP F Iを検討するメリットがすくないためである。

補助対象となる事業類型

B T O × 検討中	
B O T ×	
B O O -	

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

文部科学省所管

補助制度名	公立学校施設整備費補助金（学校給食施設整備費）
根拠法令等	学校給食法、学校給食法施行令
補助要綱等名	学校給食施設補助要綱
補助対象施設名	単独校調理場、共同調理場、学校食堂

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	ただし、施設の建築に要する経費とそれ以外の経費が明確に区分されるものに限る。
B O T	ただし、施設の建築に要する経費とそれ以外の経費が明確に区分されるものに限る。
B O O -	【対象としていない理由】 地方公共団体が補助対象施設を所有する必要があるため。

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

文部科学省所管

補助制度名	公立学校施設整備事業
根拠法令等	義務教育諸学校施設費国庫負担法 等
補助要綱等名	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 等
補助対象施設名	公立学校施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	<p>公立学校施設に係る国庫補助は当該施設の建築に要する経費を対象とするものであり、その意味においては、施設の建築に要する経費とそれ以外の経費が明確に区分されることが必要。</p>
B O T	<p>公立学校施設に係る国庫補助は当該施設の建築に要する経費を対象とするものであり、その意味においては、施設の建築に要する経費とそれ以外の経費が明確に区分されることが必要。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 公立学校施設に係る国庫補助は、地方公共団体が支払うこととなる経費を対象として行われるものであるため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

文部科学省所管

補助制度名	産業教育施設整備事業
根拠法令等	産業教育振興法 等
補助要綱等名	高等学校産業教育施設整備費国庫補助金交付要綱
補助対象施設名	高等学校における産業教育のための施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	ただし、施設の建築に要する経費とそれ以外の経費が明確に区分されるものに限る。
B O T	ただし、施設の建築に要する経費とそれ以外の経費が明確に区分されるものに限る。
B O O -	<p>【対象としていない理由】 地方公共団体が補助対象施設を所有する必要があるため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

文部科学省所管

補助制度名	公立学校等施設整備費補助金（学校体育施設等整備費）【16.4～】*
根拠法令等	スポーツ振興法、スポーツ振興法施行令
補助要綱等名	公立学校等施設整備費補助金（学校体育施設等補助）交付要綱
補助対象施設名	学校及び一般の利用に供する水泳プール、武道場等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	ただし、施設の建築に要する経費とそれ以外の経費が明確に区分されるものに限る。
B O T	ただし、施設の建築に要する経費とそれ以外の経費が明確に区分されるものに限る。
B O O -	【対象としていない理由】 地方公共団体が補助対象施設を所有する必要があるため。

* 「公立学校施設整備費補助金（学校体育施設整備費）」と「社会体育施設整備補助金」については、平成16年度に統合され、「公立学校等施設整備費補助金（学校体育施設等整備費）」となる予定である。

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

文部科学省所管

補助制度名	留学生宿舍建設奨励金（独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金）
根拠法令等	独立行政法人日本学生支援機構法
補助要綱等名	留学生宿舍建設奨励事業実施要項（改正予定）
補助対象施設名	留学生宿舍

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O x	<p>【対象としていない理由】 奨励事業者（P F Iに係る選定事業者）が施設を所有する必要があるため。</p>
B O T	
B O O -	<p>【対象としていない理由】 事業終了時点での施設の解体、撤去を想定していないため。</p>

* 「留学生宿舍建設奨励事業」については、これまで（財）日本国際教育協会補助事業として実施してきたが、平成16年4月の独立行政法人日本学生支援機構の設立に伴い、機構の運営費交付金対象事業に移行する予定。

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	水道施設等整備補助金
根拠法令等	水道法
補助要綱等名	簡易水道等施設整備費及び水道水源開発等施設整備費国庫補助交付要綱
補助対象施設名	簡易水道施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としているものがある。

補助対象としている事業類型

B T O	
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】</p> <p>B O T補助制度については、関係各省と補助について協議中。</p>
B O O ×	<p>【対象としていない理由】</p> <p>現行水道施設等整備国庫補助金交付要綱において、補助対象者が公共（地方公共団体）に限定されているため補助対象としていない。現在、具体的案件がないので、その取扱いについては、具体的案件が生じた場合に検討することといたしたい。</p>

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	医療施設等施設整備費補助金
根拠法令等	予算補助、医療法第33条、過疎地域自立促進特別措置法第16条第5項、離島振興法第10条第5項、沖縄振興特別措置法第89条第6項
補助要綱等名	医療施設等施設整備費補助金交付要綱
補助対象施設名	医療施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としているものがある。

補助対象としている事業類型

B T O	
B O T	
B O O ×	
<p>【対象としていない理由】</p> <p>現在、具体的案件がないので、その取扱いについては、具体的案件が生じた場合に検討することといたしたい。</p>	

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	保健衛生施設等施設整備費補助金
根拠法令等	地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
補助要綱等名	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱
補助対象施設名	保健所、市町村保健センター、感染症指定医療機関、精神障害者社会復帰施設、精神保健福祉センター、精神病院

P F I手法を活用した事業について現在は補助対象としていない。

補助対象としている事業類型

B T O	×
<p>【対象としていない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター <p>現在、既存建物の買収経費を補助対象としているところであり、施設の建築後に所有権が公共に移転するB T O方式と同等の効果があると考えられるため補助対象としていなかったが、補助が可能か検討しているところである。</p> ・ 感染症指定医療機関 <p>感染症指定医療機関は自治体立だけでなく、医療法人立等のいわゆる民間病院が運営している場合も多く、民間病院への国庫補助も行っていることから、自治体立病院におけるP F I制度の導入の可能性について検討を行っていた。</p> <p>感染症指定医療機関が不採算事業であることは、今後も変わらないが、各都道府県等においてもB T O方式によるP F I制度の活用が検討されており、それらを参考に導入を検討しているところである。</p> ・ 精神病院 <p>「医療施設」(別紙)と同様に整理することが可能か検討中。</p> 	
B O T	×
<p>【対象としていない理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター <p>現在、既存建物の買収経費を補助対象としているところであり、施設の建築後に所有権が公共に移転するB T O方式と同等の効果があると考えられるため補助対象としていなかったが、現在導入について方法を検討しているところである。</p> ・ 感染症指定医療機関 <p>事業運営により得られる収入はほとんど無く、運営による収益で整備費用を回収することはきわめて困難であり、民間の参画が見込めないこと、株式会社等の営利</p> 	

<p>企業の病院事業運営については検討が必要であることから、BOT の導入は困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神病院 <ul style="list-style-type: none"> 「医療施設」(別紙)と同様に整理することが可能か検討中。 	
BOO	×
<p>【対象としていない理由】</p> <p>現在、具体的案件がないので、その取扱いについては、具体的案件が生じた場合に検討することといたしたい。</p>	

精神障害者社会復帰施設
「社会福祉施設」(別紙)に同じ。

P F I手法を活用した事業に対する各補助金の現状

厚生労働省所管

補助制度名	社会福祉施設等施設整備費補助金
根拠法令等	老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法等
補助要綱等名	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱
補助対象施設名	社会福祉施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としているものがある。

補助対象としている事業類型

B T O	<p>ケアハウス、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、痴呆性高齢者グループホーム、在宅複合型施設、保育所については、導入。</p> <p>また、構造改革特区におけるP F I制度を活用した特別養護老人ホームについても導入している。</p> <p>その他の施設については、施設種別ごとに、必要性・有効性・妥当性を検証しながら、慎重に検討する必要がある。</p>
B O T x	<p>【対象としていない理由】</p> <p>1 社会福祉事業は、利用者保護の観点から、適切な事業運営が求められており、社会福祉法人は、資産要件等の規制や所轄庁の指導監督等の公的関与により、こうした社会福祉事業を安定的・継続的に実施するための法人として制度化されている。</p> <p>2 一方、株式会社は、自由な経済活動のもとで、利益を確保し配当することを目的として活動しており、利益が見込める事業に自由に参入し、見込めない事業からは撤退する行動原理を有する。</p> <p>以上を踏まえ、社会福祉事業の主たる担い手は社会福祉法人が適当であると考えている。</p> <p>3 .このため、地方公共団体及び社会福祉法人に対し施設整備の補助を実施することとしており、株式会社に補助金を支出することは考えられない。</p> <p>4 .なお、株式会社に対する補助金の交付については、公の支配に属しない事業に対する公金の支出を禁じた憲法第89条の規定に照らし、疑義がある。</p>

B O O	x
<p>【対象としていない理由】</p> <p>1 社会福祉事業は、利用者保護の観点から、適切な事業運営が求められており、社会福祉法人は、資産要件等の規制や所轄庁の指導監督等の公的関与により、こうした社会福祉事業を安定的・継続的に実施するための法人として制度化されている。</p> <p>2 一方、株式会社は、自由な経済活動のもとで、利益を確保し配当することを目的として活動しており、利益が見込める事業に自由に参入し、見込めない事業からは撤退する行動原理を有する。</p> <p>以上を踏まえ、社会福祉事業の主たる担い手は社会福祉法人が適当であると考えている。</p> <p>3 . このため、地方公共団体及び社会福祉法人に対し施設整備の補助を実施することとしており、株式会社に補助金を支出することは考えられない。</p> <p>4 . なお、株式会社に対する補助金の交付については、公の支配に属しない事業に対する公金の支出を禁じた憲法第 8 9 条の規定に照らし、疑義がある。</p>	

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	経営構造対策事業
根拠法令等	予算補助
補助要綱等名	農業経営対策事業費補助金等交付要綱
補助対象施設名	高品質堆肥製造施設、未利用資源活用施設、情報管理通信施設、農業気象高度利用施設、産地形成促進施設、地域食材供給施設、総合交流拠点、農林漁業体験施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	
B O O	

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	アグリ・チャレンジャー支援事業
根拠法令等	予算補助
補助要綱等名	地域農業構造対策事業費補助金等交付要綱
補助対象施設名	高品質堆肥製造施設、未利用資源活用施設、情報管理通信施設、農業気象高度利用施設、産地形成促進施設、地域食材供給施設、総合交流拠点、農林漁業体験施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	
B O O	

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	農道整備事業費補助
根拠法令等	土地改良法（昭和24年法律第195号）
補助要綱等名	土地改良事業関係補助金交付要綱
補助対象施設名	農道

P F I 手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助
根拠法令等	土地改良法（昭和24年法律第195号）
補助要綱等名	土地改良事業関係補助金交付要綱
補助対象施設名	農道

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	農村総合整備事業費補助
根拠法令等	土地改良法（昭和24年法律第195号）
補助要綱等名	農村整備事業補助金交付要綱
補助対象施設名	農業用排水施設、農道等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	畜産環境総合整備事業費補助
根拠法令等	予算補助
補助要綱等名	畜産環境総合整備事業実施要綱 等
補助対象施設名	家畜排せつ物処理施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T x	<p>【対象としていない理由】 地方公共団体が施設を所有しないにもかかわらず当該地方公共団体へ補助金を交付する理由がない。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 地方公共団体が施設を所有しないにもかかわらず当該地方公共団体へ補助金を交付する理由がない。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	生産振興総合対策事業費補助金
根拠法令等	予算補助
補助要綱等名	生産振興総合対策事業実施要綱
補助対象施設名	種子種苗生産関連施設 等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T ×	<p>【対象としていない理由】 生産振興総合対策事業は、新築又は新設を対象とし、単年度に事業が完了することを原則としているため。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 生産振興総合対策事業は、新築又は新設を対象とし、単年度に事業が完了することを原則としているため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	森林環境保全整備事業費補助
根拠法令等	森林法
補助要綱等名	林業関係事業補助金等交付要綱 森林環境保全整備事業実施要領
補助対象施設名	市町村有林

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O ×	<p>B O O等の方式について 当該事業は、分収林制度（森林の土地所有者に代わって森林の造成・育成を行い、伐採時に、土地所有者等との間で収益を分収する仕組み）の活用により、PFI事業者が市町村有林の整備を行うものであり、一般的に立木を共有し、契約期間中は市町村とPFI事業者の間での所有権の移転は想定されないことから、B O Oが最も近いと考えられる。 ただし、伐採を避け森林の状態を維持するため、例外的に、契約満了時等に分収林契約を解除し、市町村がPFI事業者から立木の所有権の買い取り等を行う場合等があれば、B O Tに近いケースも想定されうる。</p>
B O T	<p>B O O等の方式について 当該事業は、分収林制度（森林の土地所有者に代わって森林の造成・育成を行い、伐採時に、土地所有者等との間で収益を分収する仕組み）の活用により、PFI事業者が市町村有林の整備を行うものであり、一般的に立木を共有し、契約期間中は市町村とPFI事業者の間での所有権の移転は想定されないことから、B O Oが最も近いと考えられる。 ただし、伐採を避け森林の状態を維持するため、例外的に、契約満了時等に分収林契約を解除し、市町村がPFI事業者から立木の所有権の買い取り等を行う場合等があれば、B O Tに近いケースも想定されうる。</p>
B O O	<p>B O O等の方式について 当該事業は、分収林制度（森林の土地所有者に代わって森林の造成・育成を行い、伐採時に、土地所有者等との間で収益を分収する仕組み）の活用により、PFI事業者が市町村有林の整備を行うものであり、一般的に立木を共有し、契約期間中は市町村とPFI事業者の間での所有権の移転は想定されないことから、B O Oが最も近いと考えられる。 ただし、伐採を避け森林の状態を維持するため、例外的に、契約満了時等に分収林契約を解除し、市町村がPFI事業者から立木の所有権の買い取り等を行う場合等があれば、B O Tに近いケースも想定されうる。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	農業集落排水事業費補助
根拠法令等	予算補助
補助要綱等名	農村整備事業統合補助金交付要綱
補助対象施設名	農業集落排水施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】 農業集落排水施設が「公の施設」に該当するため、本事業においては、公共に施設の所有権を委譲し、民間事業者に管理を委託するB T Oを想定していたため。</p> <p>【検討に当たっての問題点等】 平成15年6月の地方自治法改正を受け、補助対象者としてP F Iの選定事業者を追加することを検討中。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 社会インフラとして継続的な施設の運営・整備が求められるが、B O OではP F I契約期間後の施設の所有等について担保することが出来ないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	経営体育成基盤整備事業費補助
根拠法令等	土地改良法（昭和24年法律第195号）
補助要綱等名	土地改良事業関係補助金交付要綱
補助対象施設名	農業用排水施設、農道等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	卸売市場施設整備事業
根拠法令等	中央卸売市場：法律補助（卸売市場法）地方卸売市場：予算補助
補助要綱等名	卸売市場施設整備事業費補助金交付要綱
補助対象施設名	中央卸売市場、地方卸売市場（公設）

P F I 手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	
B O O	

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	バイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）
根拠法令等	予算補助
補助要綱等名	農村振興対策事業費補助金等交付要綱
補助対象施設名	バイオマス利活用施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	
B O O	

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	かんがい排水事業費補助
根拠法令等	土地改良法（昭和24年法律第195号）
補助要綱等名	土地改良事業関係補助金交付要綱
補助対象施設名	農業用排水施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	水産物供給基盤整備事業費
根拠法令等	漁港漁場整備法
補助要綱等名	水産基盤整備事業費補助金交付要綱
補助対象施設名	外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設 等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】 補助対象経費となる施設の整備に要する経費の算出が困難であるため。</p> <p>【検討に当たった問題点等】 補助対象経費をどのように捉えるかが課題であるが、具体の事業がなく検討が進まない状況。今後は、補助金交付要綱等の改訂等も視野に入れて検討していきたい。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 補助対象経費となる施設の整備に要する経費の算出が困難であるため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	新山村振興等農林漁業特別対策事業
根拠法令等	予算補助
補助要綱等名	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領
補助対象施設名	地域資源循環活用施設、農林水産物直売・食材供給施設、地域資源活用総合交流促進施設、体験農園施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T ×	<p>【対象としていない理由】 本事業は16年度からP F Iを導入することとしたところであり、補助事業としての責任の所在を明確にするとともに、適正な財産管理を図る観点から、施設整備後にその所有権を本来の事業主体である地方公共団体に移管するB T O方式を対象とする方針である。 その他の方式の導入については、今後、事業の目的や性格を踏まえ、地域からの具体的な要望等も勘案しつつ検討したい。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 本事業は16年度からP F Iを導入することとしたところであり、補助事業としての責任の所在を明確にするとともに、適正な財産管理を図る観点から、施設整備後にその所有権を本来の事業主体である地方公共団体に移管するB T O方式を対象とする方針である。 その他の方式の導入については、今後、事業の目的や性格を踏まえ、地域からの具体的な要望等も勘案しつつ検討したい。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

農林水産省所管

補助制度名	やすらぎ空間整備事業
根拠法令等	予算補助
補助要綱等名	やすらぎ空間整備事業実施要領
補助対象施設名	農林業等活性化基盤施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T ×	<p>【対象としていない理由】 本事業は16年度からP F Iを導入することとしたところであり、補助事業としての責任の所在を明確にするとともに、適正な財産管理を図る観点から、施設整備後にその所有権を本来の事業主体である地方公共団体に移管するB T O方式を対象とする方針である。 その他の方式の導入については、今後、事業の目的や性格を踏まえ、地域からの具体的な要望等も勘案しつつ検討したい。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 本事業は16年度からP F Iを導入することとしたところであり、補助事業としての責任の所在を明確にするとともに、適正な財産管理を図る観点から、施設整備後にその所有権を本来の事業主体である地方公共団体に移管するB T O方式を対象とする方針である。 その他の方式の導入については、今後、事業の目的や性格を踏まえ、地域からの具体的な要望等も勘案しつつ検討したい。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

補助制度名	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金
根拠法令等	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律
補助要綱等名	商業・サービス業集積関連施設整備費補助金交付要綱
補助対象施設名	駐車場や多目的ホール等の商業基盤施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T ×	<p>【対象としていない理由】 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

補助制度名	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金
根拠法令等	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律
補助要綱等名	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金交付要綱
補助対象施設名	駐車場等の商業基盤施設、商業インキュベーター施設等の商業施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T ×	<p>【対象としていない理由】 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 補助対象者が公共（地方公共団体等）に限定されており、補助対象施設も公共（地方公共団体等）が所有するため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

補助制度名	原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化促進事業補助金
根拠法令等	電源開発促進対策特別会計法、中心市街地活性化法、新事業創出促進法
補助要綱等名	原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化促進事業補助金交付要綱
補助対象施設名	産学官連携施設、貸事業場

P F I 手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	<p>交付要綱上 P F I 事業を補助金の適用としている。P F I 事業の具体的提案を踏まえ、必要に応じ財政当局との調整を行い、対応する方針。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

補助制度名	電源地域産業集積活性化対策事業補助金
根拠法令等	電源開発促進対策特別会計法、地域産業集積活性化法
補助要綱等名	電源地域産業集積活性化対策事業補助金交付規則
補助対象施設名	賃工場施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	<p>交付要綱上 P F I 事業を補助金の適用としている。P F I 事業の具体的提案を踏まえ、必要に応じ財政当局との調整を行い、対応する方針。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

補助制度名	廃棄物発電促進対策費補助金
根拠法令等	電源開発促進対策特別会計法
補助要綱等名	廃棄物発電促進対策費補助金交付要綱
補助対象施設名	廃棄物処理施設に付設される廃棄物発電設備（過熱器、蒸気タービン、発電機等）

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	
B O O	

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

補助制度名	工業用水道事業費補助
根拠法令等	工業用水道事業法 事業法20条によれば、「国は・・・工業用水道事業者の工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。」とされており、明確な義務をもった法律補助制度ではない。
補助要綱等名	工業用水道事業費補助金交付規則、交付要領
補助対象施設名	工業用水道施設

PF I手法を活用した事業について現在は補助対象としていないが、補助対象とすることについて検討中である。

補助対象となる事業類型

B T O × 検討中	<p>【検討に当たっての問題点等】 これまでのところ、PF I事業実施の要望事例がない。PF I事業の具体的提案を踏まえ必要に応じ財政当局との調整を行い検討してゆく考え。</p>
B O T × 検討中	<p>【検討に当たっての問題点等】 これまでのところ、PF I事業実施の要望事例がない。PF I事業の具体的提案を踏まえ必要に応じ財政当局との調整を行い検討してゆく考え。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する制度ではないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

補助制度名	電源地域産業再配置促進費補助金
根拠法令等	工業再配置促進法、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
補助要綱等名	電源地域産業再配置促進費補助金交付規則
補助対象施設名	環境保全施設、防災保安施設、試験研究施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	<p>交付要綱上 P F I 事業を補助金の適用としている。P F I 事業の具体的提案を踏まえ、必要に応じ財政当局との調整を行い、対応する方針。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

補助制度名	産業再配置促進環境整備費補助金
根拠法令等	工業再配置促進法
補助要綱等名	産業再配置促進環境整備費補助金交付規則
補助対象施設名	環境保全施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	<p>交付要綱上 P F I 事業を補助金の適用対象としている。 P F I 事業の具体的提案を踏まえ必要に応じ財政当局と調整を行い対応する方針。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

補助制度名	新事業支援施設整備費補助金
根拠法令等	中心市街地活性化法、新事業創出促進法、地域産業集積活性化法
補助要綱等名	新事業支援施設整備費補助金交付要綱
補助対象施設名	産学官連携施設、貸事業場

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	交付要綱上P F I事業を補助金の適用としている。P F I事業の具体的提案を踏まえ、必要に応じ財政当局との調整を行い、対応する方針。
B O O -	【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

経済産業省所管

補助制度名	産業再配置促進施設整備費補助金
根拠法令等	工業再配置促進法、地方拠点都市の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律
補助要綱等名	産業再配置促進施設整備費補助金交付規則
補助対象施設名	教育文化施設、スポーツ施設、賃貸工場等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	<p>交付要綱上P F I事業を補助金の適用対象としている。P F I事業の具体的提案を踏まえ、必要に応じ財政当局との調整を行い、対応する方針。</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 民間の所有施設に対する補助制度でないため。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	市街地再開発事業費補助
根拠法令等	(予算補助)
補助要綱等名	市街地再開発事業費補助 (一般会計) 交付要綱、市街地再開発事業等補助要領
補助対象施設名	施設建築物

P F I 手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O	注) 公共団体施行等において、特定建築者である民間事業者 (P F I 事業者) が駐車場を整備した上で取得し、運営をする場合、その施設整備費に対して市街地再開発事業の補助が可能

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T とともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件 (目的外使用の制限、財産処分の制限等) を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	土地区画整理事業費補助
根拠法令等	土地区画整理法（一部予算補助）
補助要綱等名	公共団体等区画整理補助事業実施要領 等
補助対象施設名	道路、公園 等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O	注）民間事業者（P F I事業者）が所有する公開空地の整備に要する費用の一部を事業主体に対して補助することが可能。土地区画整理事業で整備する区画道路等の公共施設については、事業後直ちに所有権が公共施設管理者に移転することからB O O方式は想定されない。

地方公共団体がP F I事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O Tともに、P F I事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）をP F I事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	都市再生推進事業費補助（都市再生総合整備事業）
根拠法令等	（予算補助）一部法律補助
補助要綱等名	都市再生推進事業制度要綱、都市再生推進事業費補助交付要綱
補助対象施設名	荷物共同集配施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O	注）都市再生総合整備事業においては、民間への間接補助が可能となっている。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T とともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	都市再生推進事業費補助（都市再生交通拠点整備事業）
根拠法令等	（予算補助）
補助要綱等名	都市再生推進事業制度要綱、都市再生推進事業費補助交付要綱
補助対象施設名	自由通路、バリアフリー施設、自転車駐車場、駐車場 等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O	注）都市再生交通拠点整備事業においては、民間への間接補助が可能となっている。

地方公共団体が P F I事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O Tともに、P F I事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	都市公園事業費補助
根拠法令等	都市公園法
補助要綱等名	都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領
補助対象施設名	都市公園施設の整備及び用地の取得

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T とともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	街路事業費補助
根拠法令等	道路法、道路整備緊急措置法 等
補助要綱等名	都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領
補助対象施設名	都市計画道路

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	下水道事業費補助
根拠法令等	下水道法
補助要綱等名	都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領
補助対象施設名	下水道施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	<p>【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	急傾斜地崩壊対策事業費
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
補助要綱等名	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について 公共事業採択基準並びに補助率及び負担率
補助対象施設名	急傾斜地崩壊防止施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	河川事業費（河川改修費補助、都市河川改修費補助）
根拠法令等	河川法（一部予算補助）
補助要綱等名	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請及び実施承認について 公共事業採択基準並びに補助率及び負担率
補助対象施設名	河川管理施設（堤防、護岸等）

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	都市水環境整備事業費（河川環境整備事業費補助）
根拠法令等	（予算補助）一部公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
補助要綱等名	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について 公共事業採択基準並びに補助率及び負担率
補助対象施設名	河川浄化施設、護岸、散策路、係留施設などの河川管理施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T とともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	砂防事業費(地すべり対策事業費補助)
根拠法令等	地すべり等防止法
補助要綱等名	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について 公共事業採択基準並びに補助率及び負担率
補助対象施設名	地すべり防止施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	砂防事業費(砂防事業費補助)
根拠法令等	砂防法
補助要綱等名	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付金申請及び実施承認について 公共事業採択基準並びに補助率及び負担率
補助対象施設名	砂防設備

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	海岸保全施設整備事業費補助
根拠法令等	海岸法
補助要綱等名	河川局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請及び実施承認について 公共事業採択基準並びに補助率及び負担率 港湾関係補助金等交付規則実施要領
補助対象施設名	海岸保全施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T とともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	港湾改修費補助
根拠法令等	港湾法
補助要綱等名	港湾関係補助金等交付規則実施要領
補助対象施設名	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T とともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	交通安全施設等整備事業費補助（駐車場）
根拠法令等	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
補助要綱等名	民間資金等を活用した特定交通安全施設等整備事業による駐車場整備に係る補助制度要綱（調整中）
補助対象施設名	道路付属物として整備する駐車場

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T とともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	一般国道改修費補助
根拠法令等	道路法
補助要綱等名	道路局所管補助金等交付申請の取扱いについて
補助対象施設名	道路

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	<p>【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。</p>

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	地方道改修費補助
根拠法令等	道路法
補助要綱等名	道路局所管補助金等交付申請の取扱いについて
補助対象施設名	道路

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

- 長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか
- 最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか
- 補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	公営住宅整備事業
根拠法令等	公営住宅法
補助要綱等名	公営住宅整備事業等補助要領
補助対象施設名	公営住宅

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O	

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T ともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	地下高速鉄道整備事業費補助
根拠法令等	(予算補助)
補助要綱等名	地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱
補助対象施設名	公共施設 (鉄道 (軌道を含む))

P F I手法を活用した事業について現在は補助対象としていないが、補助対象とすることについて検討中である。

補助対象となる事業類型

B T O × 検討中	<p>【対象としていない理由】 現行地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱において、補助対象事業としていない。</p> <p>【検討に当たっての問題点等】 具体的に事業がないため検討が出来ない。</p>
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】 現行地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱において、補助対象事業としていない。</p> <p>【検討に当たっての問題点等】 具体的に事業がないため検討が出来ない。</p>
B O O × 検討中	<p>【対象としていない理由】 現行地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱において、補助対象事業として いない。</p> <p>【検討に当たっての問題点等】 具体的に事業がないため検討が出来ない。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	ニュータウン鉄道等整備事業費補助
根拠法令等	(予算補助)
補助要綱等名	ニュータウン鉄道等整備事業費補助交付要綱
補助対象施設名	公共施設 (鉄道 (軌道を含む))

P F I手法を活用した事業について現在は補助対象としていないが、補助対象とすることについて検討中である。

補助対象となる事業類型

B T O × 検討中	<p>【対象としていない理由】 現行ニュータウン鉄道等整備事業費補助交付要綱において、補助対象事業としていない。</p> <p>【検討に当たっての問題点等】 具体的に事業がないため検討が出来ない。</p>
B O T × 検討中	<p>【対象としていない理由】 現行ニュータウン鉄道等整備事業費補助交付要綱において、補助対象事業としていない。</p> <p>【検討に当たっての問題点等】 具体的に事業がないため検討が出来ない。</p>
B O O × 検討中	<p>【対象としていない理由】 現行ニュータウン鉄道等整備事業費補助交付要綱において、補助対象事業として いない。</p> <p>【検討に当たっての問題点等】 具体的に事業がないため検討が出来ない。</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

国土交通省所管

補助制度名	空港整備事業費補助
根拠法令等	空港整備法
補助要綱等名	空港整備事業費補助金等交付要綱
補助対象施設名	空港の基本施設（滑走路、エプロン等）及び附帯施設（排水施設等）

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	欄外国土交通省方針参照
B O T	欄外国土交通省方針参照
B O O -	【対象としていない理由】 そもそも民間の所有施設に対する補助制度ではないため。

地方公共団体が P F I 事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省方針

B T O、B O T とともに、P F I 事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。

ただし、B O T 方式に関しては、以下の点について、個別プロジェクトごとに審査を行う必要がある。

長期安定的に公共施設等を管理・運営できるか

最終的にその公共施設等が公共に移転されることが担保されているか

補助金等適正化法の適用条件（目的外使用の制限、財産処分の制限等）を P F I 事業者が了承するか

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

環境省所管

補助制度名	自然公園等整備費補助
根拠法令等	自然公園法
補助要綱等名	自然公園等整備費国庫補助金交付要綱
補助対象施設名	歩道、園地、駐車場、休憩所、公衆便所、野営場、博物展示施設等

P F I手法を活用した事業について現在は補助対象としていないが、補助対象とすることについて検討中である。

補助対象となる事業類型

B T O × 検討中	<p>【検討に当たっての問題点等】 事業規模が小さく、原則として収益施設を補助対象としていないため、P F I事業になじむのかを検討。</p>
B O T ×	<p>【対象としていない理由】 自然公園法第44条の規定により、補助対象者が都道府県に限定されているため</p>
B O O -	

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

環境省所管

補助制度名	廃棄物処理施設整備モデル的整備補助
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
補助要綱等名	廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）の国庫補助について
補助対象施設名	産業廃棄物処理施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	
B O O	

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

環境省所管

補助制度名	浄化槽整備費補助
根拠法令等	浄化槽法
補助要綱等名	浄化槽市町村整備推進事業費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱
補助対象施設名	浄化槽

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T ×	<p>【対象としていない理由】 浄化槽市町村整備推進事業は、市町村が、浄化槽の設置・維持管理を行う事業であり、また、補助対象者（市町村等）が補助対象施設を取得する際に補助する事業であるから</p>
B O O -	<p>【対象としていない理由】 浄化槽市町村整備推進事業は、市町村が、浄化槽の設置・維持管理を行う事業であり、また、補助対象者（市町村等）が補助対象施設を取得する際に補助する事業であるから</p>

PF手法を活用した事業に対する各種補助金の現状

環境省所管

補助制度名	廃棄物処理施設整備費補助
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
補助要綱等名	廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）の国庫補助について
補助対象施設名	一般廃棄物処理施設

P F I手法を活用した事業について補助対象としている。

補助対象となる事業類型

B T O	
B O T	
B O O	